

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R8. 4. 22	令和8－10年度外国人バス運転手養成支援業務	株式会社テトラ・シフト	24, 075, 000	R8. 4. 15	R8. 4. 15 ～ R10. 10. 31	本業務は、特定技能制度を活用し、札幌市内のバス事業者で勤務するバス運転手を安定的に確保することを目的に実施するものである。この確実な履行に当たっては、高度な専門的知識や経験に加え、知見に基づく創意工夫に富んだ提案・業務実施能力が必要である。 このことから、本業務はその性質上、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」に該当する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。 このため、本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R8. 4. 22	令和8年度アイヌ文化を発信する空間映像系展示等保守業務	ソニーマーケティング株式会社	1, 551, 000	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	本業務は、アイヌ文化を発信する空間「ミナバ」における映像系展示（メインシアター、テールシアター（ハコワコタン）等）について、定期清掃及びシステム障害発生時の対応等を行うものである。 ミナバにおける映像系展示は、企画競争の手続きにより、ミナバ設置当初からソニーマーケティング社がシステムを構築し、現在に至るまで運用を担っているが、当該システムの設定調整作業は、システム開発者である同社だけが実施できるものである。 システム障害発生時には迅速かつ的確な対応が必要であるほか、定期清掃にあたっては、取り外し及び再設置が必要となる機器が複数あることに加え、メインシアターバックヤード内の狭い空間にて多数の機器を取り扱うため、システムの全体像を理解した上でケーブルや端子部に負荷をかけないよう慎重な作業が要求されるが、これらを実施できるのは、日常的にミナバの映像系展示を運用・管理指定している同社をおいてほかにない。 以上より、本業務を遂行できる者はソニーマーケティング社に限られることから、同社との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2277
R8. 4. 22	令和8年度カーリング普及促進業務	(一社) 札幌カーリング協会	4, 067, 800	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	当該業務の実施には、利用者の安全管理及び競技力向上のため、競技及びカーリングのリンクの特性に関する専門知識を有する指導員の確保が必要である。 一般社団法人札幌カーリング協会は、どうぎんカーリングスタジアムにおいて長年にわたり国際大会から市民向け体験会まで行っている他、日本スポーツ協会公認カーリングコーチが多数所属するなど、本業務を遂行するために必要な指導者レベルや員数を有している唯一の団体である。 以上のことから、同協会以外に当該業務を確実に実施できるものがおらず、契約の性質または目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R8. 4. 22	令和8年度運動部活動アスリート派遣業務(単価契約)	一般社団法人A－bank北海道	14, 256, 000	R8. 4. 3	R8. 4. 3 ～ R9. 3. 31	本業務は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校の運動部活動に専門的な知識技能を有するアスリートを派遣し、顧問教諭の指導知識や指導力の向上、部員の意欲及び競技力の向上を図るものである。 一般社団法人A-bank北海道は、オリンピックやトップチーム等で活躍した道内居住のアスリートを小中学校等の授業・部活動・講演会等に派遣を行い、また、子ども向けのスポーツ教室やイベントを実施している法人である。中学校等の運動部活動に対して年間を通して複数のアスリートを派遣した実績のある団体は同法人が道内において唯一であり、26部活動9競技種目に対して競技実績の高いアスリートを派遣することができるとは同法人の他に無い。 さらに同法人は、市内に事務所を設置していることから学校との連絡調整や緊急時の即時対応が可能である。加えて、所属アスリートのほとんどが札幌市に居住しており、当業務実施において経費面及び業務遂行の確実性を鑑みても適する団体は同法人の他に無い。 以上の事由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づきA-bank北海道との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R8. 4. 22	平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応を踏まえた生活保護費等の追加給付業務にかかる労働者派遣	株式会社恵和ビジネス	12, 864, 430	R8. 4. 3	R8. 4. 6 ～ R9. 3. 31	生活保護費の追加給付は、追加給付の性質に鑑みると、最高裁判決で指摘された当時の基準改定の違法性を速やかに是正する必要がある、可能な限り迅速な追加給付の支給に向け、早急に支給体制を構築する必要があるが、当該事業に係る必要な知識等を習得するための十分な準備期間を確保することが出来ない状況である。加えて、当該事業は各自治体の文書やデータの保管状況によって、給付までのフローに差異が生じることから、本市の状況に合わせた市民への説明や案内が必要となること。 当該事業は選定事業者への業務委託により給付事務等を実施するところであり、選定事業者は、当該事業にかかるコールセンターの開設に向け、本市の対応に沿ったFAQの作成、トークスクリプト等を構成しており、そのノウハウを活かした研修を受けた人材を派遣することが可能である。また、今後コールセンターで蓄積されたノウハウについても、定期的な技術的助言を通して、派遣人材へ連携することで、コールセンター、派遣人材とも同水準の対応が保たれ、市民の安定したサービスの提供が可能となる。 以上より、選定事業者は、契約直後から円滑な市民対応を行うことが可能かつ、コールセンターとの連携した対応も可能となる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者との特定随意契約により調達することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 総務部 011-211-2992
R8. 4. 22	被虐待障がい者の地域生活支援調査研究事業	社会福祉法人えぼっく	4, 732, 200	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	本業務は、長期間、虐待を受けていたことが原因で心身ともに重篤な影響を受け、精神疾患等の障がいを持つに至った障がい者（以下「被虐待障がい者」という。）が、長期間の施設入所又は入院による生活を経た後に地域生活を行うにあたり、法令等で定められた障害福祉サービスの給付のほか、見守り等の支援を通じて、被虐待障がい者の状態を把握しつつ、地域生活を円滑に送るための必要かつ効果的な支援策を検討することを目的として実施するものである。 業務の実施にあたっては、重度の知的・精神障がい者に対する相談支援や日常生活に対する支援の経験を有し、重度の被虐待障がい者と密に信頼関係を構築することが必要不可欠である。 左記事業者は、誰もが個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とした様々な社会福祉事業を実施しているとともに、これまでも調査対象予定者に対する支援を行っており、強い信頼関係を構築している。また、支援の継続性が確保されることにより、調査研究の更なる進展が期待される。 これらのことから、本業務において求められる支援を安定して実施することができる事業者が他になく、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 精神保健福祉センター 011-622-5190

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R8. 4. 22	自立支援医療（精神通院医療）受給者証及び精神障害者保健福祉手帳作成業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	2, 297, 948	R8. 4. 10	R8. 4. 10 ～ R9. 3. 31	本業務は、自立支援医療（精神通院医療）受給者証及び精神障害者保健福祉手帳を作成するとともに、対象者へ送付する決定通知書の封入作業等の発送準備を行うものである。 左記事業者は、令和4年度から本業務を誠実に適正に履行しており、業務内容を十分に理解していることから、今後も安定した業務の履行が期待できる。 また、左記事業者と契約することは、本業務のような軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与することができるものである。 これらのことから、本業務の目的を達成できるのは左記事業者の他になく、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	保) 精神保健福祉センター 011-590-1766
R8. 4. 22	令和8年度乳がん・子宮がん・胃がん検診等適正運営・普及啓蒙事業	一般社団法人札幌市医師会	6, 501, 000	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	(1) 当該団体は、開業医、勤務医を会員とする医師の団体であり、本件事業の実施に協力が必要となる医療機関及び医師と十分な連絡調整を図りながら、本件事業を確実かつ効率的に実施できる唯一の団体である。 (2) 本件事業は、乳がん・子宮がん・胃がん検診など医学的専門知識を有する人材（講師）を必要とするが、当該団体ではこれらの人材を十分に確保することができる。 (3) 本市内の医療機関の開業医・勤務医の多くが当該団体の会員であり、その医学的専門知識、ネットワークを活かした普及啓蒙事業を行うことができる。 (4) がん検診や特定健康診査など、本市からの受託業務を適正に履行している。 (5) これまでも各種事業において本市と十分連携を図ってきており、本件事業を遂行するにあっても、本市との連携・調整が確実に行うことができる。 以上の理由により、本件事業の実施主体として当該団体が最も適任であり、当該団体以外の団体が実施することは困難であるものと認められることから、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) ウェルネス推進課 011-211-3513
R8. 4. 22	清田区清田中央地区地下水位低下支援業務	株式会社復建技術コンサルタント	23, 430, 000	R8. 4. 13	R8. 4. 13 ～ R9. 2. 8	清田区清田中央地区では、平成30年北海道胆振東部地震により道路や宅地等の被害を受けたことを受け、地下水位低下による地盤の安定化を目的に事業を進めてきたところである。 しかしながら、当該地区の一部範囲において、地下水位の高止まりが確認されており、地震時における再度災害発生の恐れがあるため、早期の対策実施が必要である。 当該地区については、令和5年度の業務において、一部範囲の地下水位の高止まりの原因に、土質の透水性が影響していることが判明したことを受け、令和6年度に地下水位低下のための設計検討を行い、令和7年度に対策工事を行った状況である。 本業務の早期かつ確実な遂行のためには、当該地区が火山灰質土により盛土造成されており、透水性が低い特殊な地盤状況にあることから、過年度業務の各種調査より得られた地下水位の高止まりの原因や当該地区の土質、地下水の特性を熟知している必要がある。加えて、本業務にて実施する地下水位低下作業は、マンホール内で水位調整装置の取り外し等を行う特殊な作業であり、地表面の不同沈下や周辺家屋等への影響を極力抑えながら段階的、かつ、慎重に実施するものであり、その専門知識と経験が不可欠である。また、業務を円滑に遂行するためには、地震により被災した地区における事業であることに鑑み、これまで進められてきた本事業の実施の経緯について、深い理解と知識が求められる。 以上のことから、早期かつ確実、円滑に履行期間内に業務を遂行するためには、令和2年度の調査・検討業務、令和5年度の地下水位低下支援業務、令和6年度の地下水位低下検討業務を受託し、当該地区における地盤状況や地下水の特性を熟知していることに加え、本市の里塚地区や美しが丘地区、月寒東地区のほか、熊本地震（益城町）などで地下水位低下対策を検討し専門知識と経験が豊富であり、本事業の経緯について深い理解と知識を有する、本業務を適切に実施できる唯一の業者である左記業者を選定することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部業務課 011-211-2612
R8. 4. 22	消防団ワークスライセンス（単価契約）	ソフトバンク株式会社	5, 575, 680	R8. 4. 1	R8. 4. 1 ～ R9. 3. 31	本業務は、現在使用している消防団業務用アプリ「消防団ワークス」を継続利用するためにライセンスを調達するものである。 利用アプリについては、既存製品を使用した実証実験を行ったうえで、本市が求める機能、仕様及び品質体制を有するソフトバンク株式会社の製品を選定しており、本市独自の体制下で運用中である。 当該アプリの利用にあたっては、ソフトバンク株式会社から利用者に対して直接提供されることから、他業者から調達することができない。 以上から、履行可能業者が1者に特定されるため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R8. 4. 22	西区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	8, 713, 320	R8. 4. 10	R8. 4. 13 ～ R8. 11. 20	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	西) 土木部維持管理課 011-667-3201

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。